

1. 目的

近年、医療現場においては、医療従事者間の連絡、情報共有及び記録業務の効率化が重要な課題となっている。特に、PHS による連絡は、相手の状況が分からず電話をかけにくい、複数人への一斉周知ができない、連絡の記録が残らないといった課題がある。また、看護記録等の作成は、ナースステーションへの移動を要し、業務負担が大きい。

伊万里有田共立病院においては、国の補助事業（医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業）を活用し、院内の連絡、情報共有及び記録業務の効率化を図るため、医療用スマートフォン及び統合ソフトウェアの導入を検討している。

本要領は、伊万里有田共立病院に最も適した医療用スマートフォン等の導入候補者（以下「候補者」という。）を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法その他必要な事項を定めるものである。

2. 業務名

伊万里有田共立病院 スマートフォン導入業務

3. 対象施設

施設名 伊万里有田共立病院

住所 佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬甲 860 番地

対象範囲 病棟、外来その他病院が指定する部門のうち、別途提示する範囲

4. 業務の概要

（1）業務内容

本業務は、当院が求める「連絡・記録・情報共有の効率化」という要件を満たす統合ソフトウェア及びスマートフォン端末等を選定し、必要な機器、ソフトウェア、設置設定、動作確認、職員教育、稼働支援及び保守対応を含めて提案するものである。

主な機能は、ログイン管理、院内チャット、音声認識、写真撮影及び電子カルテ送信とし、詳細は別紙仕様書による。

なお、通話機能及びナースコール連携は、既存の PHS により継続して運用するため、本業務の対象外とする。また、携帯電話通信網は使用せず、端末に SIM カードを挿入しない。

（2）調達の区分

本業務は、次の 2 つの区分により構成する。

区分	内容
区分 A	スマートフォン統合ソフトウェア 一式 (ログイン管理、院内チャット、音声認識、写真撮影・電子カルテ送信、キッティング等)
区分 B	スマートフォン端末の調達 一式 (端末 180 台、アクセサリキット 180 台、医療用ストラップ 180 本、画面フィルム 180 枚等)

区分 A のスマートフォン統合ソフトウェアを提案する事業者が代表者となり、自社のソフトウェアの運用が可能と見込まれる区分 B のスマートフォン端末を合わせて提案すること。提案は区分 A の事業者名で行うこと。

(3) 提案に含める内容

- ア 区分 A：統合ソフトウェアの機能、動作環境、クラウド又はオンプレミスの構成、電子カルテ「MI・RA・Is」との連携方法、導入・設定・教育・保守の体制及び費用、キッティング
- イ 区分 B：提案する端末の機種、仕様、付属品、調達方法（購入又はリース）、納期、保守体制及び費用
- ウ 導入、設定、テスト、稼働開始までの実施体制及びスケジュール
- エ 職員への研修計画及び稼働初期支援
- オ 保守体制及び障害対応体制
- カ 費用内訳（区分 A 及び区分 B に区分すること。）

(4) 契約期間

契約締結日から本業務の完了日までとする。なお、保守期間を含めて提案を求める場合は、別途仕様書等に定める。

(5) 提案上限額（令和 8 年度導入費）

区分 A（統合ソフトウェア） 金 18,902,510 円（消費税及び地方消費税を含む。）

区分 B（スマートフォン端末） 金 22,195,800 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、区分 B の見積については、仕様書に記載するとおり、(株)NTT ドコモ AQUOS sense10 SH-53F（シャープ(株)製）かそれと同等の機種を基準とする参考見積とする。なお、事業者決定後に、最終的な仕様と機種決定については協議して決定する。

5. 求める提案の基本方針

提案に当たっては、単なる機能や機器性能の比較にとどまらず、病院現場における使いやすさ、職員が定着して使えるか、記録業務の負担が実際に軽減されるか、患者情報の安全管理が確保されているか、納期（令和 9 年 3 月 31 日）に確実に完了できるか及び保守の実効性を総合的に考慮した内容とすること。

また、夜間帯の運用、電子カルテとの連携、通信不良時の対応、職員の入れ替わり（1 台の端末を複数人で共用する運用）を想定した実運用ベースの提案とすること。

6. 参加資格

（１）本プロポーザルの区分 A に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。
- ウ 公告日から契約締結日までの間に、伊万里市・有田町から指名停止その他これに準ずる措置を受けていない者であること。
- エ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- オ 区分 A について、提案する統合ソフトウェアの製造者であること、又は当該製造者から、日本国内における販売、導入、設定、保守、障害対応及び必要な技術支援に関し、直接権限を付与された者であること。
- カ 区分 A と区分 B を一組の提案として提出できる者であること。区分 B を担当する事業者（以下「端末事業者」という。）が別である場合は、当該端末事業者の商号又は名称、区分 B の見積書及び当該端末事業者が本プロポーザルへの協力に同意していることを証する書面を提出すること。
- キ 本業務の履行に当たり、次に掲げる中核業務を自ら履行できる体制を有すること。
 - a 総合的企画及び提案内容の実現に係る判断
 - b 業務遂行管理及び進捗管理
 - c システム構成、設定方針、連携方式その他手法の決定
 - d 他システムとの連携に係る技術的調整及び技術的判断
 - e 発注者との主要な協議、説明及び調整
 - f 保守統括、問合せ窓口及び障害発生時の一次対応

g 障害の切り分け、原因分析及び復旧方針の決定

ク 前号に規定する中核業務について、参加者の直接雇用する従業員により履行することができること。

ケ 本業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせることを予定していない者であること。

コ 参加者は、補助的又は定型的業務を除き、再委託を予定しない者であること。補助的又は定型的業務について再委託を予定する場合は、その内容、範囲、必要性、再委託先及び金額を明示し、発注者の承認を受けることができる体制を有すること。

サ 本プロポーザルに参加しようとする他の参加者を再委託先とし、又は再委託先となる予定がないこと。

シ 医療情報システムの保守、障害対応、セキュリティ対応及び必要なソフトウェア改修対応について、継続的に実施可能な体制を有し、その内容を証する書類を提出できること。

(2) 受託候補者決定後又は契約締結後に前項各号のいずれかを満たさないことが判明した場合は、受託候補者決定の取消し又は契約の解除を行うことがある。

7. 実施スケジュール

項目	時期
公告	令和8年10月7日(水)
質問受付期限	令和8年10月19日(月)
質問回答	令和8年10月21日(水)
参加申込書提出期限	令和8年10月30日(金)
提案書及び見積書提出期限	令和8年10月30日(金)
審査(書面審査)	令和8年11月2日(月)～6日(金)
プレゼンテーション・デモ	令和8年11月2日(月)～6日(金)の間で参加者と協議して日時を決定し、30分のプレゼンテーションを実施
審査結果通知	令和8年11月9日(月)
契約締結(予定)	令和8年11月中旬
納品及び検収完了(予定)	令和9年3月31日(水)

8. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書を電子メールにより提出すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

質問への回答は、質問者名を伏せたうえで、参加申込者全員に対して電子メール又は病院が指定する方法により通知する。

9. 提出書類

参加者は、参加申込書の提出時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 参加申込書

(2) 会社概要書

(3) 参加者が提案する統合ソフトウェアの製造者でない場合は、製造者から参加者に対する直接の販売、導入、設定、保守、障害対応及び技術支援権限が付与されていることを証する書類

(4) 端末事業者（区分 B）に係る書類（端末事業者が別である場合）

ア 端末事業者の商号又は名称、所在地及び担当者

イ 端末事業者が本プロポーザルへの協力に同意していることを証する書面

ウ 端末事業者の会社概要書

(5) 業務実施体制図（区分 A 及び区分 B の役割分担を明示すること。）

(6) 配置予定責任者等一覧

ア 統括責任者 イ 導入責任者 ウ 保守責任者 エ 障害対応責任者 オ 主要担当者

なお、各者について、所属、雇用関係、役割、経験年数及び類似業務実績を記載すること。

(7) 自社履行予定書（中核業務ごとに、自社履行の有無、担当部署名、担当者名及び履行方法を記載すること。）

(8) 保守・障害対応体制説明書

ア 保守拠点の所在地 イ 対応可能時間 ウ 緊急時連絡体制 エ 障害発生時の初動対応手順

オ 製造者との連携体制 カ セキュリティ対応体制

(9) 再委託予定調書（再委託を予定する場合に限る。再委託先の商号又は名称及び所在地、業務の内容及び範囲、必要とする理由、予定金額、再委託先に課す守秘義務・個人情報保護義務・情報セキュリティ義務の概要を記載すること。）

(10) 納税証明書その他発注者が必要と認める書類

2 発注者は、前項に定めるもののほか、参加資格の確認又は履行体制の確認のため必要があると認めるときは、追加資料の提出を求めることができる。

10. 提案書の提出

提案書は、A4 判縦又は横書きを基本とし、わかりやすく簡潔に記載すること。図表、写真、画面イメージ等の使用を妨げない。

審査は書面審査に加え、プレゼンテーションにより確認・評価する。記載は具体的かつ明瞭に行うこと。

提案書には、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 基本コンセプト及び当院理解
- (2) 統合ソフトウェアの機能及び構成（区分 A）
- (3) 1 台の端末を複数人で共用する運用におけるログイン管理（利用者 ID の付与、勤務状況及び役割の表示・選択の機能がある場合は説明すること）
- (4) 院内チャットの機能（他社アプリの追加による実現を含む。）
- (5) 音声認識の実現方法、利用方法（他社アプリの追加による実現を含む。）
- (6) 写真の撮影、保存及び電子カルテ送信の方法
- (7) セキュリティ対策（MDM、二要素認証、端末の接続制限、通信の暗号化）
- (8) 院内ネットワーク構成図（WiFi 利用。クラウド利用の場合は、クラウド等のサービス提供サーバへのアクセスに必要な構成図）
- (9) 提案する端末の機種、仕様、付属品及び調達方法（区分 B）
- (10) 納期の確実性（令和 9 年 3 月 31 日までの納品及び検収の根拠、調達台数の確保の根拠）
- (11) 導入手順、導入スケジュール、教育計画及び稼働支援
- (12) 保守体制、問い合わせ対応及び障害対応
- (13) 同種導入実績及び運用支援実績
- (14) その他、病院に有益と考える提案事項

提出部数 正本 1 部＋審査用 10 部

※費用の内訳は、次項の見積書に記載すること。

11. 見積書の提出

(1) 見積書は、次に掲げる区分に分けて提出すること。

区分	見積の対象	提出する見積
区分 A	スマートフォン統合ソフトウェア 令和 8 年度 導入費 一式	1 種類
	令和 9 年度以降 ランニング費用 (月額・年額)	1 種類

区分	見積の対象	提出する見積
区分 B	スマートフォン端末の調達 令和 8 年度 導入費 一式	購入、リースの場合の 2 種類を併せて提出すること。
	令和 9 年度以降 ランニング費用 (月額・年額)	購入、リースの場合の 2 種類を併せて提出すること。

(2) 見積書には、仕様書Ⅲ（見積書の提出方法）に定める事項を記載すること。

(3) 区分 B-2（リース）については、仕様書Ⅲ2(3)に掲げる事項（リース期間及び月額リース料、リース料の総額、残価設定、中途解約の条件、リース期間中の保守及び故障対応の取扱い、リース期間満了時の取扱い、所有権・保険・資産計上の取扱い、リース会社の名称）を明示すること。

(4) 区分 A 及び区分 B のそれぞれについて、総費用（初期費用及び月額費用の合計）を算出して記載すること。

提出部数 正本 1 部＋審査用 10 部

1 2. 審査方法

審査は、病院が別に定める審査委員会において実施する。

審査は、提出された提案書及び見積書による書面審査及びプレゼンテーション、デモにより審査する。

審査は、区分 A（統合ソフトウェア）の内容を評価して行い、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

区分 B の見積額は、優先交渉権者の選定後に行う価格協議及び購入又はリースの選択に用いる。

病院は、あらかじめ区分 B の予定価格を設定する。選定された提案に係る区分 B の見積額が予定価格を超える場合、又は市場価格その他病院が別途入手した参考見積に照らして著しく高額である場合は、端末事業者と価格協議を行う。協議が調わない場合は、当該提案を選定しないことがある。この場合、次に優れた提案について同様の手続を行う。

なお、審査の結果、病院が求める水準に達する提案がない場合は、候補者を選定しないことがある。

(1) 書面審査

提出された提案書等により書面審査を実施する。

(2) プレゼンテーション・デモ

- ア 日時は令和 8 年 11 月 2 日（月）～11 月 6 日（金）の間で参加者が来院可能な日時でプレゼンテーションを実施する。来院可能な日時を事務局と協議すること。時間帯は午後が望ましい。
- イ プレゼンテーションの実施者は区分 A の事業者とする。区分 B の事業者も合わせて参加することは妨げない。
- ウ プレゼンテーションでは、業者名、出席者名を最初に述べ、提出された提案者の提案内容について 30 分以内でプレゼンテーションすること。続いて、審査員から質問を行うので、明確に回答すること。ヒアリングの時間は 10 分以内とする。
- エ 説明機材として、プレゼンテーション用のスクリーン及びプロジェクター（ケーブルについては HDMI TypeA 接続）は事務局で準備を行う。その他必要な関係機材があれば各自提案者が用意すること。
- オ プレゼンテーション時の資料の追加配布は認めない。提出のあった提案内容に基づき、提案書でイメージをつかみにくい点やアピールしたい点について説明を行うこと。
- カ 1 業者当たりのプレゼンテーション参加者は 3 名までとする。
- キ プレゼンテーションは、一般非公開とする。

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （2）参加資格を満たさないことが判明した場合
- （3）提出期限までに必要書類の提出がなかった場合
- （4）区分 A の令和 8 年度導入費について提案上限額を超える見積を提出した場合
- （5）審査の公平性を害する行為があった場合
- （6）本要領その他病院の指示に重大な違反があった場合

1 4. 契約に関する事項

優先交渉権者と病院は、提案内容及び見積内容を基礎として協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

本業務は、区分 A（統合ソフトウェア）と区分 B（スマートフォン端末）を、それぞれ別の契約として締結することを想定している。区分 A の契約の相手方は優先交渉権者とし、区分 B の契約の相手方は、提案に含まれる端末事業者（リースによる場合は、当該端末事業者が指定するリース会社を含む。）とする。

区分 B は、区分 A の契約に付随する調達として契約することを想定している。区分 B に係る随意契約の理由書には、選定された統合ソフトウェアとの関係（動作保証の範囲、サポートの一体性等）を記載する。

区分 B は、購入又はリースのいずれとするかを、優先交渉権者に係る両案の見積の内容（総費用、予算の平準化、補助対象経費としての取扱い等）を比較して病院が決定する。

優先交渉権者との協議が整わない場合は、次順位者と協議を行うことがある。

契約内容、支払条件、検収方法、瑕疵対応その他必要事項は、仕様書、提案内容及び協議結果に基づき定める。

最終的な契約の単位及び契約方式は、地方公営企業法その他の関係法令及び病院の契約事務の定めに従い決定する。

1 5．留意事項

- （１）本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- （２）提出書類は返却しない。
- （３）提出後の書類の差替え、訂正又は再提出は、病院が認めた場合を除き、これを認めない。
- （４）提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属するが、病院は本プロポーザルに関する事務処理及び公表のため必要な範囲で利用できるものとする。
- （５）病院が提供する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的に使用してはならず、第三者に開示してはならない。
- （６）採否に関する異議申立ては受け付けない。
- （７）必要があると認めるときは、病院は本プロポーザルを中止し、又は内容を変更することがある。
- （８）本プロポーザルは、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に基づく随意契約の手続として実施するものである。

1 6．担当部署

〒849-4193

佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬甲 860 番地 伊万里有田共立病院 企画管理係

TEL：0955-46-2121（直通） FAX：0955-46-2123

E-Mail kyouritsu@imari-arita-hp.or.jp